

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとして扱います。

特に日時の指定のない限り、2018年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

日本のファッションブランドX社は、新しいブランドを立ち上げて、国内外に展開することを検討している。X社の知的財産担当者甲は、新しいブランド名について、海外各国における商標制度への対応を検討している。問1～問2に答えなさい。

問1

甲は、米国における連邦商標登録制度について検討している。甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 「米国では、日本と異なり使用主義がとられています。今回のブランド名は、販売前の新しいものでありまだ米国で使用開始前ですが、米国では使用意思に基づく出願をすることが可能です。この場合、使用証拠を提出していなくても商標登録され権利が発生するので、当該証拠は登録後最長3年までに提出すれば大丈夫です。」
- （2） 「新しいブランドでは香水も取り扱う予定です。米国では、匂いについても商標登録が可能です。しかし、今回のブランド名は、販売前の新しいものでありまだ米国で使用開始前ですので、ただ良い香りというだけでは、出願してもおそらく機能的であるとして拒絶されます。」
- （3） 「米国では、商標登録が認められると最初の更新、つまり登録から10年経過のタイミングで宣誓書を提出することによりIncontestability（不可争性）が認められ、権利の有効性を争うことができなくなります。」

問2

甲は欧州連合商標（European Union Trade Mark）制度について検討している。甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 「欧州連合商標制度では、商標登録出願をした場合、書式の審査のみがなされ、ほぼ自動的に登録されます。従って、日本や米国に比べ早期に権利化することができます。」
- （2） 「欧州連合商標は、日本や米国と同様に登録から3年継続使用されていないと取り消される可能性があります。従って、商標の使用管理が大切になります。」
- （3） 「新しいブランドのジャケットのデザインについて、商標登録できないか検討しています。しかし、実質的（重要）な価値を与える形状のみからなる商標として、無効理由となる可能性があります。」

Part II

酒造会社であるX社は、「スーパーキング」という商品名に関して、指定商品「焼酎，洋酒」で商標登録出願Aを出願し、「スーパークィーン」という商品名に関して、指定商品「焼酎，洋酒」で商標登録出願Bを出願した。問3～問5に答えなさい。

X社は、商標登録出願Aについて、以下の拒絶理由通知を受けた。X社の知的財産部の部員甲は、拒絶理由通知に対する対応を検討している。なお、Y株式会社は、X社の支配下にある子会社である。問3に答えなさい。

商標登録出願の番号	商願2018-〇〇〇〇〇〇号
起案日	平成30年6月26日
特許庁審査官	〇〇〇〇
商標登録出願人	〇〇〇〇

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理由 1

この商標登録出願に係る商標は、下記の商標と同一又は類似であって、その商標に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）について使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

	記
区 分	引用No
第32類	1
引用No	引用商標一覧
1	登録第〇〇〇〇〇〇号

出願に係る商標

出願日	: 平成30年2月5日
出願番号	: 商願2018-〇〇〇〇〇〇号
商標	: スーパーキング
指定商品	: 焼酎，洋酒

【第30回1級（ブランド専門業務）実技試験】

引用商標

出願日 : 平成28年2月5日
出願番号 : 商願2016-〇〇〇〇〇〇号
登録日 : 平成28年6月6日
登録番号 : 登録第〇〇〇〇〇〇号
商標 : キング
指定商品 : 焼酎, 中国酒
商標権者 : Y株式会社

「商品及び役務の区分」に基づく類似商品・役務審査基準の第32類について抜粋

泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん	28A01
洋酒 果実酒 酎ハイ	28A02
中国酒	28A03

問3

拒絶理由通知に対する甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 商標の類否は、出願商標及び引用商標がその外観、称呼又は観念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察し、出願商標を指定商品又は指定役務に使用した場合に引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断され、判断にあたっては指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情は考慮されない。
- （2） X社とY社とは別会社であり、本願と引用商標の名義人を統一しない限り、意見書の提出だけでは、X社は、商標登録出願Aについて商標登録を受けることはできない。
- （3） 指定商品から「焼酎」を削除することを内容とする手続補正書を提出することにより、X社は、商標登録出願Aについて商標登録を受けることができる。

【第30回1級(ブランド専門業務)実技試験】

またX社は、商標登録出願Bについて、商標法第4条第1項第11号を理由とする拒絶理由通知を受領した。当該拒絶理由通知に対して、手続補正書を提出せずに、意見書のみを提出したところ、拒絶査定となり、拒絶査定不服審判を請求し、審査段階と同内容の意見書を提出して争ったものの、拒絶をすべき旨の審決(以下、「拒絶審決」という)の謄本が送達された。商標登録出願Bの出願日は平成30年2月5日であって、商標「スーパークィーン」、指定商品「焼酎、洋酒」であった。また、引用商標である商標権Pの商標権者はW社であって、出願日は平成20年2月5日、登録日は平成20年6月6日、商標「クィーン」、指定商品「焼酎、中国酒」であった。甲は、商標登録出願Bに対する拒絶審決に関して、今後の対応を検討している。問4に答えなさい。

問4

甲の考え(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 拒絶審決の謄本送達後に審決に対する訴えを提起せずに、商標登録出願Bの一部について分割し、新たな商標登録出願Cをした場合には、商標登録出願Cは、商標登録出願Bの時にしたとみなされる。
- (2) 審決に対する訴えを提起し、商標登録出願Bに対する拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属した後に、商標登録出願Bから指定商品「洋酒」について分割し、新たな商標登録出願Dをするとともに、商標登録出願Bから指定商品「洋酒」を削除する補正をした。この場合、商標登録出願Dについて、商標登録を受けることができる。
- (3) 審決に対する訴えを提起し、商標登録出願Bに対する拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属した後に、商標登録出願Bから指定商品「焼酎」について分割し、新たな商標登録出願Eをするとともに、商標登録出願Bから指定商品「焼酎」を削除する補正をした。この場合、商標登録出願Bについて、商標登録を受けることができる。

【第30回1級（ブランド専門業務）実技試験】

その後、X社は、商標「スーパークィーン」、指定商品「洋酒」について、商標権を取得することができた。また、X社は、商標「スーパークィーン」を商品「焼酎」に付して販売を開始した。販売開始後に、X社の行為は商標権Pを侵害するとして、W社から当該「焼酎」の販売の差止請求訴訟が提起された。甲が調査したところ、Y社の商標権Qが発見された。商標権Qの出願日は平成19年6月8日、登録日は平成19年10月10日、商標「ゴールドクィーン」、指定商品「焼酎」であった。また、W社の商標権Pに関する使用状況を調査したところ、商品「清酒」について使用していることがわかった。なお、登録商標「クィーン」と登録商標「ゴールドクィーン」は類似する商標である。甲は、差止請求訴訟に関して、今後の対応を検討している。問5に答えなさい。

問5

甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） W社の商標権Pに対して、不使用取消審判を請求することにより、差止請求訴訟を棄却に導くことができる。
- （2） W社の商標権Pに対して、不使用取消審判を請求し、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、商標権Pは審決が確定したときから消滅する。
- （3） X社は、商標権Qの存在を理由に、差止請求訴訟において、W社の権利行使は制限される旨の主張をすることができる。

————問題は以上です。

【第30回知的財産管理技能検定】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |

Part II

- | | | | | | |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |